

令和4年3月30日

御中

消費者庁食品表示企画課保健表示室長
(公 印 省 略)

認知機能に係る機能性を標ぼうする機能性表示食品の表示に関する改善指導について

認知機能に係る機能性を標ぼうする機能性表示食品については、届出された機能性の範囲を逸脱した広告表示に関する疑義が複数寄せられ、また、対象者の範囲や作用領域に関する届出表示の内容が複雑で一般消費者に誤認されやすいことなどを踏まえ、「機能性表示食品に対する食品表示等関係法令に基づく事後的規制（事後チェック）の透明性の確保等に関する指針」（令和2年3月24日消表対第518号、消食表第81号消費者庁次長通知）に基づき、景品表示法（優良誤認表示）及び健康増進法（食品の虚偽・誇大表示）の観点から広告表示についての一斉監視を実施したところである。

それに併せ、容器包装上の表示についても広告表示と同様の考え方で確認したところ、下記の食品において届出されている表示見本が、該当すると考えられたので、速やかに表示見本の修正等の改善策を講じられるよう願います。

記

1. 届出食品

2. 要請事項

届出表示の一部を切り出して強調することで、届出された機能性の範囲を逸脱した表示となっていないか確認いただき、表示見本の修正等の対応をお願いします。

改善策の対応が報告期限に間に合わない場合は、予定等について報告願います。

（届出表示が「中高年の…数に関する情報の記憶…をサポート…」とされているところ、表示見本では「数に関する記憶をサポート」と表示。）

3. 報告期限

4. 提出先

消費者庁食品表示企画課保健表示室 機能性表示食品担当

E-mail: g.kinousei@caa.go.jp

以上